



日本下水道事業団（JS）は、
令和7年度版「民間事業者との共創プロジェクト」を始動します。

- 令和7年度版「民間事業者との共創プロジェクト」は、工事書類の簡素化、配置予定技術者の要件緩和など生産性の向上や担い手の育成・確保に資する対応を更に充実させました。
- 「民間事業者との共創プロジェクト」は、地方建設業協会等の民間事業者との意見交換の結果を踏まえた新たな取組であり、委託団体とその取組を共有していきます。

令和7年度版「民間事業者との共創プロジェクト」における新たな取組例

1. 生産性向上の推進

- 1) 工事関係書類簡素化ガイド（案）の改定
 - ・JS職員が工事記録写真を電子データで確認することにより、工事記録写真帳の印刷回数を削減等の簡素化の具体例を追記。
 - ・発注者側からの誤った指摘事例と、指摘に対する工事関係書類簡素化ガイド（案）に基づいた対応を記載。

2. 担い手の育成・確保

- 1) 機械設備工事及び電気設備工事における競争参加資格（配置予定技術者）の要件緩和
 - ・主任（監理）技術者の現場工事経験について、公共施設の現場工事経験で競争に参加できる工事内容の拡大。
 - ・設計担当技術者について、工事内容等から設計経験を求めないことができる基準を制定。
- 2) 同一の現場代理人及び監理技術者等が兼務できる条件の制定及び明確化
 - ・監理技術者について、同一の建築物又は連続する工作物での兼務できる条件を制定。
 - ・現場代理人について、監理技術者に合わせて兼務できる条件の明確化。

3. JS工事の魅力向上への対応

- 1) 入札公告段階での条件明示の拡充
 - ・一般土木工事においては、見積参考資料には積算条件を全て明示。
 - ・建築工事においては、参考数量を明細書から見積参考資料に改め積算条件の明示を拡充。

【別紙資料】 「民間事業者との共創プロジェクト」【令和7年4月版】

<問い合わせ先> 日本下水道事業団事業統括部技術監理課 若尾
TEL 03-6892-2011



民間事業者との共創プロジェクト【令和7年度】

令和7年4月版

○ 令和6年度に実施した**民間事業者**との意見交換の結果を踏まえ、民間企業の働き方改革の推進とJS工事の魅力向上等の取組をパッケージ化した「共創プロジェクト」の取組を強化推進

※「共創プロジェクト」は、下水道事業を支えるJSの重要なパートナーである民間事業者における働き方改革や担い手の育成・確保等の課題について共有し互いに解決することを目指すものとして令和5年12月に公表。

黒文字：令和6年度までに実施した取組 青文字：令和6年度に引き続き拡充する取組 **赤文字（下線）：令和7年4月1日から実施する取組**

働き方改革の推進

- 適正工期の確保
 - ①余裕期間制度「任意着手方式」の適用
 - ②入札時に概略工程表の開示、必要工期の明確化
 - ③ワンデーレスポンスの推進
 - ④ウイークリースタンスの推進
- 週休二日制工事の推進
 - ①「月単位の週休2日」の適用
- 設計業務及び工事における「WEB会議」の活用
 - ①機械設備工事、電気設備工事における工場検査・既済検査への活用

生産性向上の推進

- 手続きの電子化
 - ①契約手続きの電子化
 - ②一般仕様書等の一部無料ダウンロード化
- 施工管理の効率化
 - ①遠隔臨場及び工事情報共有システム（JS-INSPIRE）を原則全ての工事に適用
 - ②「出来形計測等施工管理へのデジタル技術導入」の適用
- BIM/CIMの活用
 - ①実施設計業務の現地調査で360度画像を原則適用
 - ②点群データ閲覧システム「JUMP」の開発
 - ③「下水道 BIM/CIM ライブラリ」の公開
- 書類のスリム化
 - ①工事関係図書の簡素化（スリム化、省略、統合）
 - ②機械設備工事における「承諾申請書」の簡素化（試行）
 - ③**工事関係書類簡素化ガイド（案）の改定**

担い手の育成・確保

- 民間技術者向け研修の充実
 - ①土木・建築におけるオンライン研修の実施
- 配置予定技術者の要件緩和
 - ①一般土木工事、建築工事における競争参加資格（配置予定技術者）の要件緩和
 - ②**機械及び電気設備工事における競争参加資格（配置予定技術者）の要件緩和**
 - ③**配置予定技術者における審査対象期間の緩和**
 - ④**同一の現場代理人および監理技術者等が管理できる範囲の拡大**

JS工事の魅力向上の取組

- 適切な利潤と労務費等の確保
 - ①「見積りの提出を求める方式」の適用拡大
 - ②競争参加資格（施工実績）の要件緩和
 - ③工事施工調整会議（三者会議）の運用見直し
 - ④**一般土木工事、建築工事における入札説明書等の施工条件明示拡大**
 - ⑤**建設工事における総合評価落札方式の落札者の決定方法及び評価項目等の見直し**
- 施工者の立場に立った発注予定工事の公表
 - ①発注予定工事の年間公表回数増加（4回→7回/年）
 - ②等級区分を工事予定額により細分化
 - ③公表時期の前倒し
 - ④**発注予定工事一覧表の更新について、「お知らせメール」の配信**

令和7年度において、導入に向けた検討を行う主な取組

4. 手続きの電子化
6. BIM/CIMの活用
10. 適切な利潤と労務費等の確保

- ・電子検査に向けた課題抽出
- ・入札説明書に360度カメラ画像の活用検討
- ・設計変更に係るガイドラインの改定



7. 書類のスリム化

③工事関係書類簡素化ガイド（案）の改定

○簡素化の具体例を追記

○JS監督職員に留意事項を周知するため、各職種の工事関係書類の簡素化ガイド（案）に「発注者側からの誤った指摘事例」を追記

簡素化の具体例（例）

工事記録写真帳の印刷回数を最大3回から1回に削減

- ・工事記録写真を電子データで管理するため、JS監督職員は整理された写真をパソコン等で確認。
- ・出来高確認の寸法等は、写真で確認できれば改めて写真外に寸法を記載する必要はない。
- ・完成検査では、原本（電子媒体）及び写真1部を提出。

「工事期間中」
JS監督職員が印刷された写真帳①で確認

「完成検査前」
JS監督職員の修正指示を反映した写真帳②を印刷

「完成検査」
JS検査員が写真帳の修正を指示

「完成検査後」
JS検査員の修正時を反映した写真帳③を印刷

「工事期間中」
JS監督職員が写真をパソコンで確認

「完成検査前」
JS監督職員が写真をパソコンで確認して修正を指示

「完成検査時」
JS検査員が写真をパソコンで確認して修正を指示

「完成検査後」
JS検査員の修正時を反映した写真帳①を印刷

現状

改定後

工事記録写真帳の印刷回数削減（イメージ）

発注者側からの誤った指摘事例（例）

JS工事で想定される発注者側からの誤った指摘記事例及び指摘に対する工事関係書類簡素化ガイド（案）に基づいた対応を記載。
（下記は追記された事例の一部）

①簡素化ガイド（案）の目的に明らかに逆行、もしくは記載内容に明らかに反する指摘事例
事例1)

- ✕ 段階確認、確認・立会について、設計図書に記載の無い内容の確認・立会を要求された。
- 設計図書を基本とし、施工計画書作成段階で、受発注者で必要な工種、頻度等を確認してください。

事例2)
✕ 工事履行報告書に、実施工程表を添付するよう要求された。
○ 実施工程表は提出不要としているため、工事履行報告書への添付は不要です。

②発注者側での都合のいい解釈や、作業の手戻りが生じ、過度な負担となる事例
事例1)

- ✕ 提出が不要な書類だが、「作成しているものがあれば欲しい」と言われ実質提出となった。
- たとえ提示であっても、設計図書にて「提示」するよう指定のない書類は提示不要です。



9. 配置予定技術者の要件緩和

②機械設備工事及び電気設備工事における競争参加資格（配置予定技術者）の要件緩和

③配置予定技術者における審査対象期間の緩和

機械設備工事

- 主任（監理）技術者
 - ・現場工事経験

工事内容等から、現場工事経験を「下水道法のポンプ場又は処理場に係る機械設備工事、又は公共施設で請負工事が2,500千円以上の機械設備工事の工事経験」とする条件を緩和
- 設計担当技術者
 - ・資格：実務年数を短縮するとともに、下水道にかかる資格を資格要件として追加等の緩和

令和7年3月31日までに公告する工事

- ①水道施設工事業又は機械器具設置工事業に係る主任技術者に準じる学科を修め大学（高等専門学校を含む。）卒業後3.0年以上の機械設備の設計実務経験
- ②水道施設工事業又は機械器具設置工事業に係る主任技術者に準じる学科を修め高等学校（中等教育学校を含む。）卒業後5年以上の機械設備の設計実務経験
- ③水道施設工事業又は機械器具設置工事業に係る10年以上の機械設備の設計経験
- ④監理技術者資格者証（機）

令和7年4月1日以降に公告する工事

- ①大学において機械工学科又はこれに相当する学科を卒業した者であって、**1.5年**以上の機械設備の設計経験
- ②**短期大学**若しくは高等専門学校において機械科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、**2.5年**以上の機械設備の設計経験
- ③高等学校において機械科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、**3.5年**以上の機械設備の設計経験
- ④**下水道技術検定（第1種又は第2種）を有する者であって、0.5年以上の機械設備の設計経験**
- ⑤監理技術者資格者証（**水又は機**）を有する者であって、**1.5年以上**の機械設備の設計経験
- ⑥**技術士（機械部門）**
- ⑦水道施設工事業又は機械器具設置工事業に係る**5年**以上の機械設備の設計経験

- ・設計経験

工事内容等から、設計担当技術者に設計経験を求めないことができる制度を新たに制定

電気設備工事

- 主任（監理）技術者
 - ・現場工事経験

工事内容等から、現場工事経験を「下水道法のポンプ場又は処理場に係る電気設備工事、又は公共施設で請負工事が2,500千円以上の電気設備工事の工事経験」とする条件を緩和
- 設計担当技術者
 - ・設計経験

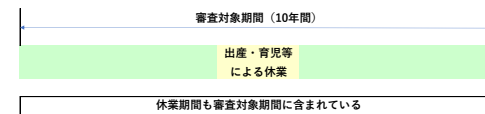
工事内容等から、設計担当技術者に設計経験を求めないことができる制度を新たに制定

配置予定技術者における審査対象期間の緩和

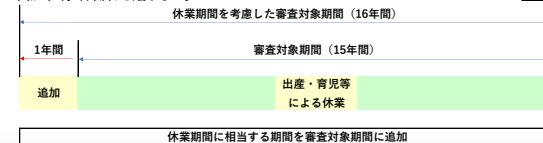
- 配置予定技術者が審査対象期間中に、出産・育児等の真にやむを得ない事情により休業を取得していた場合、原則、休業期間または従事期間に相当する期間を審査対象期間に加える

- 対象工事は、機械設備工事及び電気設備工事

令和7年3月31日までに公告する工事



令和7年4月1日以降に公告する工事



配置予定技術者が審査対象期間に出産・育児等で休業していた場合の例

※土木工事及び建築工事については、審査対象期間を「過去」としているため緩和の対象外となります。

審査対象期間緩和イメージ図



9. 配置予定技術者の要件緩和

④同一の現場代理人および監理技術者が管理できる範囲の拡大

現場代理人

○常駐規定を緩和できる場合

(1)又は(2)に該当する場合について、この規定を緩和

(1)常駐を必要としない期間

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間
- ② 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ③ 工場製作のみが行われている期間
- ④ 完成検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

(2)JSが発注した工事又は国、都道府県および市町村が発注した工事において当該発注機関の契約職が常駐規定の緩和を認めた工事

○現場代理人が兼務できる場合

常駐規定を緩和できる場合、(1)から(3)を全て満たすことにより常駐規定が緩和されて、他の工事の現場代理人と兼務が可能。

(1)工事件数：2件まで

(2)工事現場間の距離

- ①主任技術者を専任で配置する必要のない工事においては、工事現場相互の距離が10km程度
- ②主任技術者を専任で配置する工事のうち同一の主任技術者の兼務が認められた工事においては、工事現場相互の距離が10km程度

③監理技術者を専任で配置するJS発注工事のうち、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合

(3)その他

- ① 必ずいずれかの工事現場に駐在
- ② 監督員と連絡が取れるよう連絡員を配置

監理技術者

○専任を緩和できる場合

同一あるいは別々の発注者が同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物で全ての発注者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得た場合

表 工事種別ごとの同一の建築物又は連続する工作物の考え方

工事種別	同一の建築物又は連続する工作物	例
一般土木	構造的または機能的に一体の施設	管理施設、沈砂池施設、水処理施設（分配槽～放流渠）、汚泥処理施設
建築	同じ建築物の場合	管理棟、汚泥脱水機棟
機械設備	発注区分が同じ	ポンプ設備、送風機設備、水処理設備、汚泥処理設備
電気設備	発注区分が同じ	電気設備、特高受変電設備

注) 現場代理人の兼務については、低入札価格調査制度実施要領で定める低入札価格調査を経て契約を締結した工事を除きます。



10. 適切な利潤と労務費等の確保

④一般土木工事、建築工事における入札説明書等の施工条件明示拡大

一般土木工事

○国土交通省の工事工種体系に移行し、仮設工等を含め積算に係る全ての現場・施工条件の明示を拡充

- ①設計書のJS独自の階層構成から国土交通省の工事工種体系に準ずる階層構成に改定
- ②金抜設計書を工事数量総括表に改定
- ③見積参考資料には積算条件を全て明示

契約内容の明確化及び受発注者間の共通認識の形成促進

項目	形状	単位	数量
均しコンクリート	無筋・鉄筋構造物 コンクリート 車打設 生コ:18-8-40(高炉) -養生なし-圧送管延長無し --	m3	10

令和6年度までに公告された工事の見積参考資料

全ての現場・施工条件等を明示

工事区分・工種・種別・細別・規格・歩掛	単位	数量	摘要
均しコンクリート コンクリート規格:18-8-40 (高炉),敷厚:10cm	m2	100	
Q01構造物種別:無筋・鉄筋構造物 Q02打設工法:コンクリートポンプ車打設 Q03コンクリート規格:18-8-40 (高炉) Q04敷厚:10cm Q05コンクリート費:コンクリート Q06型枠費:型枠			
コンクリート			
J01構造物種別:無筋・鉄筋構造物 J02打設工法:コンクリートポンプ車打設 J03コンクリート規格:18-8-40 (高炉) J04設計日打設量:10m3以上100m3未満 J05養生工の種類:養生無し J06圧送管延長距離区分:延長無し J13費用の内訳:全ての費用	m3	10	
型枠			
J01型枠の種類:一般型枠 J02構造物の種類:鉄筋・無筋構造物	m2	4	

令和7年度から公告される工事の見積参考資料
積算条件を全て明示した見積参考資料 (例)

○概略工程表の作成に「工期設定支援システム」を活用することで、一般土木工事の積算内容に基づいた工事工程を提示

概略工程表の精度向上を目指す

建築工事

○参考数量を明細書から見積参考資料に改め、明細書及び別紙明細書まで示し積算条件の明示を拡充

契約内容の明確化及び受発注者間の共通認識の形成促進

A-1第2号 明細書 細別:鉄筋工事	式	1
仮設運搬		

令和6年度までに公告された工事の参考数量書

「1式」表示の項目の内容・数量等
を見積参考資料に明示

種別	明細	細別	項目	形状	単位	数量
直接仮設		仮設材運搬	仮設材運搬 (内部躯体足場) (手すり先行方式)	条件1:5.7m以上7.4m未満	m2	130
直接仮設		仮設材運搬	仮設材運搬 (内部仕上足場) (手すり先行方式)	条件1:5.7m以上7.4m未満	m2	52

令和7年度から公告される工事の見積参考資料 (別紙明細書)

明細書及び別紙明細書まで示した積算条件の明示拡充 (例)

(備考)

・本取組については令和7年4月1日以降に公告する工事から、順次、適用工事を拡大します。



10. 適切な利潤と労務費等の確保

⑤建設工事における総合評価落札方式の落札者の決定方法及び評価項目等の見直し

「担い手の育成、確保」、「働き方改革の取組強化」、「品質確保」の観点から**価格点の算定方法**、**評価項目と評価基準**等の見直し



1. 価格点の算定方法

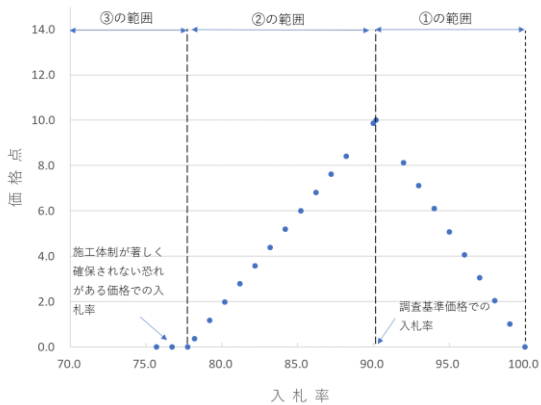
○落札率が低い工事において工事成績評定点が低い傾向が見られることから、入札価格が調査基準価格を下回る場合には価格点を減らす算出方法を適用

入札価格帯	評価値の考え方	算定方式
・ 予定価格		
↓ 価格競争の原則に従う	①入札価格が低いほど価格評価点を高く評価	価格評価点 = $(10 / (100 - b)) \times (100 - a)$
・ 調査基準価格		
↓ 施工体制が確保されない恐れがある	②入札価格が低いほど価格評価点を高く評価	価格評価点 = $(10 / (b - c)) \times (a - c)$
・ 施工体制が著しく確保されない恐れがある価格		
↓ 施工体制が著しく確保されない恐れがある	③価格評価点を付与しない	価格評価点 = 0 点

$$a = (\text{入札価格} / \text{予定価格}) \times 100$$

$$b = (\text{調査基準価格} / \text{予定価格}) \times 100$$

$$c = (\text{施工体制が著しく確保されない恐れがある価格} / \text{予定価格}) \times 100$$



価格点算出のイメージ図

2. 評価項目と評価基準

2.1 技術提案の評価項目及び評価基準

- ・ 技術提案及び施工計画の技術提案を評価できるよう見直す

2.2 企業の施工能力等に関する評価項目

評価項目	改定内容
企業の工事成績	・ 工事成績評定点（平均点）の付与を60点以上から70点以上に見直す
優良工事表彰・優良施工業者	・ 一般土木工事及び建築工事については、表彰実績の評価対象を当該委託団体、当該委託団体が所在する都道府県・国土交通省地方整備局等まで拡大
「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事	・ 施工計画審査型及び技術提案審査型では、一般土木工事及び建築工事について「労務費見積り尊重宣言」を公表している企業を評価
若手技術者（40歳以下）又は女性技術者の配置および資格	・ 資格取得・継続教育への取組を評価

2.3 企業の信頼性・社会性

	改定内容
委託団体との災害協定又は災害活動実績	・ 災害活動の実績について下水道施設に限らず河川、道路等まで評価対象を拡大

2.4 配置予定技術者の施工能力

	改定内容
工事成績	・ 工事成績評定点（平均点）の付与を65点以上から70点以上に見直す

3. その他

3.1 技術者の審査対象期間の緩和

注）各工事の具体的な評価項目と評価基準については、入札説明書で確認してください。